

# 一般社団法人オフィスツチカワ 定款

制定

令和7年7月23日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人オフィスツチカワと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、音楽文化の振興及び芸術活動の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 音楽公演の企画・制作・運営
2. オーケストラ及びアンサンブルグループ等の音楽団体の編成・運営
3. 音楽家のマネジメント及び育成
4. 芸術教育事業（講座、ワークショップ、アウトリーチ等）の実施
5. 舞台美術、広報、配信、録音、記録映像等の公演支援業務
6. 音楽著作物、録音物、映像等の制作・出版・販売
7. 他の音楽団体、芸術団体、教育機関との連携・協働事業
8. その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、以下の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 理事会が特に認めた個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

い。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失の効果)

第11条 会員が資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は除く。

2 当法人は、既納の入会金、会費、その他抛出金品は返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附随明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(オンライン開催)

第19条 社員総会は、出席者が通信手段を通じて意思表示を行える場合、オンラインでの開催を認める。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 役員

### (役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上7名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

### (理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、職務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第26条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### (役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

### (役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事を持って構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(基本財産)

第38条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分する時は、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(計画・報告)

第 39 条 事業計画及び収支予算は理事会が定め、社員総会の承認を受ける。  
2 事業報告及び決算は、監事の監査を経て社員総会で報告及び承認を受ける。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 事務局

(設置)

第 41 条 当法人は、業務を執行するために事務局を置くことができる。  
2 事務局の組織、運営等に関する必要な事項は、理事会の決議によって定める。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 43 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 附則

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 3 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 46 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 土川 瑞記

設立時理事 阿部 奏子

設立時理事 難波 洸

設立時代表理事 土川 瑞記  
設立時監事 山本 光心

(設立時社員の氏名)

第 47 条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 土川 瑞記  
設立時社員 阿部 奏子  
設立時社員 難波 洸  
設立時社員 山本 光心

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人その他の法令に従う。

附則

1. この定款は令和 7 年 7 月 23 日から施行する。